

## Client Alert

15 April 2026

## シンガポール：クロスボーダー知的財産事件における調停の成功事例 – Babas Nadi (M) Sdn Bhd 対 Glory Trading & Minimart Pte Ltd [2026年] AMP+ MED 1

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



Leck, Andy  
Principal  
Baker & McKenzie Wong & Leow  
+65 6434 2525  
[Andy.Leck@bakermckenzie.com](mailto:Andy.Leck@bakermckenzie.com)



Lim, Ren Jun  
Principal  
Baker & McKenzie Wong & Leow  
+65 6434 2721  
[RenJun.Lim@bakermckenzie.com](mailto:RenJun.Lim@bakermckenzie.com)



Chia, Ken  
Associate Principal  
Baker & McKenzie Wong & Leow  
+65 6434 2558  
[Ken.Chia@bakermckenzie.com](mailto:Ken.Chia@bakermckenzie.com)

### 概要

本件紛争は、Babas Nadi (M) Sdn Bhd（以下、「申立人」）が販売するターメリック及びチリパウダーの製品パッケージに関するものである。当該パッケージは、2006年以降シンガポールで使用されており、2019年には商標登録もされていた。

Glory Trading & Minimart Pte Ltd（以下、「被申立人」）は、自社の「EVA」ブランドの香辛料を輸入・販売していたが、そのパッケージが申立人のものと混同を生じさせるほど類似しているとして、申立人は2024年初頭に商標権侵害及び著作権侵害を理由とする請求を提起した。

当事者双方は、紛争をWIPO ASEAN 調停プログラム（WIPO ASEAN Mediation Programme : AMP+）に基づく調停に付すことに合意し、調停は2025年10月31日に実施された。

WIPO ASEAN 調停プログラム（AMP+）では、1件の調停事件につき最大5,000シンガポールドル（約3,750米ドル）の費用補助を受けることができる。さらに、シンガポールを拠点とする調停人が選任された場合には、シンガポール知的財産庁（IPOS）から最大2,000シンガポールドル（約1,500米ドル）の追加補助が提供され、合計で最大7,000シンガポールドル（約5,250米ドル）の補助が可能となる。

### 詳細

申立人及び被申立人の製品パッケージは以下のとおりである。

申立人のチリパウダー及びターメリックパウダーのパッケージ：





日本語での  
お問い合わせ先：



竹中 陽輔  
パートナー  
03 6271 9548  
[Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)

被申立人のチリパウダー及びターメリックパウダーのパッケージ：



申立人が警告状（cease and desist letter）を送付した後、当事者間の緊張は高まった。被申立人は、その後、侵害と主張された製品を廃棄し、新たなパッケージを導入したが、この点が申立人のマレーシア本社の経営陣に十分に伝達されていなかった。

調停において、申立人代理人は、知的財産権侵害の事実の認定、侵害標章の使用中止への合意、及び侵害に対する補償を求めた。これに対し、被申立人は、すでに侵害と主張された標章の使用を中止していたものの、その事実を申立人に適切に伝えていなかったと説明した。

調停の過程では、厳密なリアリティ・テスト（現実的検証：当事者が過大評価・過少評価している点を現実水準に引き戻すために調停で行われる検証プロセス）が行われ、双方は固定化した立場（fixed viewpoints：当事者の硬直した認識）から一歩踏み出し、リスク管理及び相互利益に基づく解決策を検討することができた。

最終的に、双方が商業的解決を志向し、また調停人による議論の円滑な進行の助けもあって、和解契約が成立した。

この調停により、双方は、相互に受け入れ可能な金銭的解決を含む、主要な商業条件について合意に至った。

### ポイント（要点）

本件は、特に一方当事者が代理人を付けていない場合においても、代替的紛争解決手段としての調停が有効に機能し得ることを示している。紛争を早期に解決することで、時間及びリソースの大幅な節約につながることが多い。紛争当事者の少なくとも一方がASEAN域内の事業体である場合には、AMP+の補助金申請を検討すべきである。WIPOによる基本補助5,000シンガポールドル（さらにシンガポール拠点の調停人が選任された場合はIPOSによる2,000シンガポールドルの上乗せ補助）は、コストリスクを大きく軽減する。

また、実際の侵害紛争が顕在化していない段階であっても、AMP+の補助は、ライセンス範囲、価格設定、共同ブランディング、技術移転条件等について隔たりを埋めるための調整交渉にも適用される。これにより、紛争が深刻化し、当事者の立場が硬直化する前に、友好的な解決が可能となる。

さらに本件は、国境を越える紛争において、明確かつ迅速なコミュニケーションの重要性、ならびに紛争リスクを低減するための積極的な知的財産ポートフォリオ管理の重要性を示している。調停は、訴訟では得られない、共存条件の設定、製品差別化、流通条件の調整といった商業的解決を可能にし、既存の取引関係を維持する手段ともなり得る。

英語版は[こちら](#)。